

特別養護老人ホームよねやまの里 介護老人福祉施設 利用料金表 (令和6年8月1日～)

(単位:円)

1. 基本料金(1日あたり)

要介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	589	659	732	802	871

2. 加算サービス費

加算名	料金	内容
☆ 日常生活継続支援加算Ⅰ	36 / 日	新規入所者の総数のうち要介護4又は要介護5の者の占める割合が70%以上である場合
☆ 夜勤職員配置加算Ⅲ口	16 / 日	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合。夜勤帯を通じて認定特定行為業務従事者を1人以上配置している場合
☆ 看護体制加算Ⅰ口	4 / 日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
☆ 看護体制加算Ⅱ口	8 / 日	配置すべき看護職員の数が基準より1以上の場合。施設の看護職員により、病院等と24時間連絡できる体制を確保している場合
☆ 栄養マネジメント強化加算	11 / 日	管理栄養士を規定数以上配置し、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し栄養ケア計画を作成し入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を行った場合。栄養状態等の情報を厚生労働省に提出した場合
☆ 個別機能訓練加算Ⅰ	12 / 日	専任の機能訓練指導員を配置し、入所者ごとの個別機能訓練計画を作成し計画的に機能訓練を行った場合
☆ 個別機能訓練加算Ⅱ	20 / 月	上記に加え、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出した場合
☆ 個別機能訓練加算Ⅲ	20 / 月	上記に加え、口腔衛生管理加算Ⅱ及び栄養マネジメント強化加算を算定している場合
☆ 生活機能向上連携加算Ⅱ	100 / 月	リハビリテーションを実施している医療提供施設の職員と共同で個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行った場合
☆ 褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 / 月	褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価し、リスクがあり必要な入所者に褥瘡ケア計画を作成した場合。褥瘡ケア計画の内容等の情報を厚生労働省に提出した場合
☆ 褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13 / 月	褥瘡の発生するリスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生のない場合
☆ 排せつ支援加算Ⅰ	10 / 月	排せつに介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みを医師又は医師と連携した看護師が評価し、必要な入所者に支援計画を作成し支援を継続した場合。排せつ支援計画の内容等の情報を厚生労働省に提出した場合
☆ 排せつ支援加算Ⅱ	15 / 月	上記により、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がない場合。又はおむつ使用ありから使用なしに改善した場合
☆ 排せつ支援加算Ⅲ	20 / 月	上記により、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がない場合。かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合
☆ 認知症チームケア推進体制加算Ⅱ	120 / 月	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合
☆ ADL維持等加算Ⅰ	30 / 月	自立支援・重度化防止に向けた取組みの結果、得られた評価「利得値が1以上」の場合
☆ 科学的介護推進体制加算Ⅱ	50 / 月	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合
☆ 生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 / 月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に実行している場合。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合
☆ 協力医療機関連携加算	100 / 月	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合
☆ 口腔衛生管理加算Ⅰ	110 / 月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、利用者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合。介護職員に対し具体的な技術的助言や指導を行った場合。口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出した場合
経口維持加算Ⅰ	400 / 月	経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、経口維持計画を作成し、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士が栄養管理を行った場合
経口維持加算Ⅱ	100 / 月	協力歯科医療機関を定め、食事の観察や会議等に歯科医師又は歯科衛生士等が加わった場合
再入所時栄養連携加算	200 / 回	退院後再入所の際に必要な栄養管理が、一次入所の際に必要な栄養管理と大きく異なり、病院の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を策定した場合
退所時栄養情報連携加算	70 / 回	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する場合
退所時情報提供加算	250 / 回	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合
安全対策体制加算	20 / 回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。入所時に1回を限度
看取り介護加算Ⅱ	72 / 日	施設内で死亡した場合 死亡日45日前～31日前
看取り介護加算Ⅱ	144 / 日	施設内で死亡した場合 死亡日30日前～4日前
看取り介護加算Ⅱ	780 / 日	施設内で死亡した場合 死亡日前々日、前日
看取り介護加算Ⅱ	1,580 / 日	施設内で死亡した場合 死亡日
配置医師緊急時対応加算	650 / 回	配置医師が早朝(午前6時から午前8時まで)、夜間(午後6時から午後10時まで)に診療を行った場合
配置医師緊急時対応加算	1,300 / 回	配置医師が深夜(午後10時から午前6時まで)に診療を行った場合
療養食加算	6 / 回	医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合。1日に3回を限度
初期加算	30 / 日	入所した日から起算して30日以内の期間。30日を超える病院への入院後に再入所した場合も同様
外泊時費用	246 / 日	病院への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合。1月に6日を限度
☆ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	(1+2)×14.0%	職員の離職防止・定着促進を図るため、職場環境等要件に定める取組がより促進されるように見直していること

☆は全てのご利用者対象となります

◇1ヶ月あたりの介護保険サービス費の合計(概算)

1. 基本料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
+					
2. 加算サービス費	23,839	26,233	28,730	31,124	33,484

2. 食事代

1日	基準費用額			第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
	(朝食)	(昼食)	(夕食)	1日	1日	1日	1日
1,545	315	630	600	1,360	650	390	300

3. 居住費

1日	基準費用額	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階	
多床室	915	430	430	430	0	46350 27450

◇1日あたりの自己負担額の合計

2. 食事代	基準費用額	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
+					
3. 居住費	2,460	1,790	1,080	820	300

◆1ヶ月あたりの利用料金 概算(介護保険料合計+自己負担合計)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準費用額	97,639	100,033	102,530	104,924	107,284
第3段階②	77,539	79,933	82,430	84,824	87,184
第3段階①	56,239	58,633	61,130	63,524	65,884
第2段階	48,439	50,833	53,330	55,724	58,084
第1段階	32,839	35,233	37,730	40,124	42,484

* 利用者負担額は、上越市から交付される「負担割合証」の負担割合に応じた金額となります。

* 食費・居住費の補足給付(負担限度額認定)対象条件に、配偶者の所得や預貯金等の資産も勘案されます。